

6 監査公表第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、愛知県知事から財政的援助団体等監査の結果（令和 6 年 1 月 26 日 6 監査公表第 1 号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のように公表する。

令和 6 年 7 月 26 日

愛知県監査委員 前 田 貢  
 同 川 上 明 彦  
 同 山 内 和 雄  
 同 いなもと 和仁  
 同 島 倉 誠

対象団体	是正又は改善を必要とする事項	措 置 の 内 容
社会福祉 法人福寿 園	<p>○指摘事項</p> <p>【補助金が過大に交付されていたもの（合规性）】</p> <p>軽費老人ホーム利用料補助金は、軽費老人ホーム利用者の利用料負担を軽減するとともに、軽費老人ホームの健全な運営の助長を図るため、事業の実施に要する経費のうち、補助金交付の対象と認められる経費について交付されるものである。また、補助の対象となる経費のうち、介護職員処遇改善費とは、軽費老人ホームに勤務する介護職員等の賃金改善を図るために要する経費であり、その算定方法は、当該軽費老人ホームの職員の勤務延時間数を常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該軽費老人ホームの職員の員数を常勤の職員の員数に換算した介護職員数(常勤換算)に月額を乗ずることとされている。</p> <p>社会福祉法人福寿園は、ケアハウスきぬうらの令和 4 年度軽費老人ホーム利用料補助金事業実績報告書の対象介護職員数(常勤換算)の記載において、8 月分について、同月に勤務した職員が、実際は「常勤 1 人、非常勤 2 人」であるところ、「常勤 2 人、非常勤 2 人」であると誤認し、それをもとにした勤務延時間数を計上したこと、12 月から 3 月までの間の分について、当初の見込値のままとしたことにより、介護職員処遇改善費の算定を誤ったため、補助金が 4,500 円過大に交付されていた。</p>	<p>県は、過大に交付されていた補助金 4,500 円を令和 5 年 10 月 30 日に法人から返還させた。</p> <p>再発防止策として、補助金の変更交付申請時と実績報告提出時に介護職員の勤務実績表と常勤職員換算積算表の提出を求め、確認することとした。</p> <p>また、法人において次のとおり対応した。</p> <p>介護職員処遇改善費に係る常勤職員換算数の確認を複数の職員で行うことにより、チェック体制を強化した。</p>